

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第2号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同条第3号を第5号とし、同条中第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、組合規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符

号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして組合規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨

第8条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

第8条第2項中「前項第4号又は第5号」を「前項第5号又は第6号」に改める。

第10条第1項中「組合」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人」に改め、同項ただし書中「実施機関が公益上特に必要があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令等に定めがあるとき  
(2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

第10条第2項中「前項ただし書」を「前項第2号」に改める。

第17条第2号中「含む。）」を「含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの」に改める。

第18条第2項中「記述等」を「記述等及び個人識別符号」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第2号の次に2号を加える改正規定（同条第4号に係る部分に限る。）及び第6条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が同条第4号に規定する要配慮個人情報を取り扱っている事務についての改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、平成30年4月1日以後遅滞なく」とする。